

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第44号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月3日（土、祝日） 15時00分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港 本渡港防砂堤灯台から真方位329°460m付近 （概位 北緯32°27.8′ 東経130°12.5′）
事故等調査の経過	平成26年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット かいどう 海童、6.97トン
船舶番号、船舶所有者等	240-10164熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	センターキール先端部に凹損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、本渡港内を真方位約293°の針路、約3ノットの対地速力により、同港内の北西部にある定係地に向けて機走で航行中、平成26年5月3日15時00分ごろ浅所に乗り揚げた。 本船は、自然離礁し、自力で航行して定係地に戻った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船の本事故時の喫水は、センターキール下端から約1.78mであった。 船長は、ふだん、定係地に向けて航行する際、浅所の存在を知っていたので、船首尾方向の物標を確認し、浅所に接近しないように安全航路を設定して航行していたが、本事故時、船尾方向の物標をよく確認していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、本渡港を定係地に向けて西北西進中、船長が船尾方向の物標をふだんどおりに確認せずに航行したことから、設定した安全航路を外れて浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本渡港を定係地に向けて西北西進中、船長が船尾方向の物標をふだんどおりに確認せずに航行したため、設定した安

	<p>全航路を外れて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none">・GPS機能付きのタブレット端末を購入し、定係地への航行ルートを設定した。また、簡易な水深計も装備した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域を航行する場合であっても、船位の確認を行い、十分に注意して航行すること。